

茨木市訪問指導事業実施要綱

茨木市訪問指導事業実施要綱（平成12年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項に基づく訪問指導その他市民の健康の保持増進を図るために行う訪問指導について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 訪問指導の対象者は、本市に居住し、かつ、心身の状況等から健康管理上の指導が必要と認められる者又はその家族とする。

（訪問指導の内容）

第3 訪問指導は、保健師、栄養士等がおおむね次に掲げる事項について、原則として、対象者宅において指導を行うものとする。

- (1) 疾病及びその予防に関すること。
- (2) 健康の保持増進に係る生活習慣に関すること。

（その他）

第4 この要綱に定めるもののほか、訪問指導について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。